令和　　年度　△△△△△に関するネーミングライツパートナー契約書

　神奈川県（以下「甲」という。）と○○○○○（以下「乙」という。）は、令和　　年　　月　　日に締結した「△△△△△に関するネーミングライツパートナー基本協定書」(以下「基本協定書」という。)に基づき、令和　　年度において、△△△△△に甲が定める名称とは別に乙が愛称を付けることについて、次のとおり契約を締結する。

（基本的事項）

第１条　乙が付ける愛称は、「　(愛　称　名)　」とする。

２　前項の愛称は、変更することはできない。

３　甲は、第１項の愛称の普及に努める。

４　乙は、法令等を遵守しなければならない。

５　乙は、この契約により生じる権利を、第三者に譲渡若しくは転貸し、使用若しくは収益を目的とする権利を設定し、又は抵当権若しくは質権を設定してはならない。

６　乙は、この契約により生じる義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。

（契約期間）

第２条　この契約の期間は、契約締結の日から令和　　年　　月　　日までとする。

２　この契約の期間が満了する２箇月前までに、甲又は乙から書面による申し出がないときは、この契約は、１箇年自動的に更新されるものとし、以後同様とする。

　ただし、基本協定書に定める乙が愛称を付けることができる期間を限度とする。

３　この契約の内容を改定しようとする場合には、契約期間が満了する３箇月前までに書面で協議する。

（ネーミングライツパートナー料等）

第３条　ネーミングライツパートナー料は、年額　　　　　円（うち消費税・地方消費税の額は、　　　　　　円)とし、令和　　年　　月　　日までに支払うものとする。

２　ネーミングライツパートナー料の納入に要する費用は、乙の負担とする。

３　乙は、納入期限までに同項に規定する額を納入しないときは、当該支払期限の日の翌日から納入の日までの日数に応じ、当該納入金額につき年2.5パーセントの割合の違約金を甲の発行する納入通知書によりその指定する期日までに支払わなければならない。

４　既に支払われたネーミングライツパートナー料は、還付しない。

５　第１項の規定に関わらず、乙の責に帰することができない事由によりこの契約を解除する場合には、ネーミングライツパートナー料は、年度の開始日から契約解除の日までの日数に応じて、第１項に規定するネーミングライツパートナー料を日割りにより計算した額とし、甲が、既に第１項に規定するネーミングライツパートナー料を収入しているときは、前項の規定に関わらず超過した額を乙に返還する。

６ 前項の規定により乙に超過額を返還する場合には、利息を付さない。

（ロゴ等）

第４条　乙は、第１条第１項の愛称に関し、甲の同意を得た上で、ロゴ又はマーク（以下「ロゴ等」という。）を作成することができる。

２　前項のロゴ等の知的財産に関する権利は、乙に帰属する。

３　甲は、第１項の規定により作成されたロゴ等の普及に努めることとし、乙は、甲又は甲が指定した団体が第１項の規定により作成したロゴ等を無償で使用することを認めるものとする。

(表示の変更等)

第５条　甲は、第１条第１項の愛称を、甲の負担により次のとおり表示する。

　(1)

(2)

　(3)

２　前項各号に掲げる看板等の修繕については、甲の負担により甲が行う。

３　前項に掲げるもの以外に、新たに看板等を設置する場合、又は標識等に新たに表示する場合には、甲と協議のうえ、乙の責任と負担により乙が行う。

　　なお、その修繕についても同様とする。

（契約の解除）

第６条　乙が、次に該当することとなった場合、若しくは該当することが明らかとなった場合、又は△△△△△のイメージを著しく損なった場合、若しくは損なうおそれがある場合、又は基本協定書若しくはこの契約に違反した場合には、甲はこの契約を解除することができる。

(1) 地方自治法施行令第167条の４の規定により一般競争入札の参加を制限されている団体等

(2) 神奈川県から神奈川県指名停止等措置要領により、競争入札の参加に関して指名停止を受けている団体等

(3) 会社更生法、民事再生法等に基づき更正又は再生手続をしている法人（ただし、更生計画又は再生計画が裁判所に承認された場合を除く）

(4) 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していない法人

(5) 公序良俗に反する事業を行う団体等

(6) 政治性又は宗教性のある事業を行う団体等

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(8) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制の下にある団体等

(9) 暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者を役員に含む団体等

(10) △△△△△の設置目的等に照らしネーミングライツパートナーとして適当でないと認められる団体等

２　甲は、第１項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害、損失又は増加費用が発生してもその責を負わないものとする。

(原状回復)

第７条　△△△△△に愛称を付けなくなった場合、又は前条第１項の規定により契約が解除された場合に、甲から愛称を付ける前の状態に戻すよう命じられた場合には、第５条第１項に掲げる表示の変更及び第３項の規定により新たに設置した看板並びに新たに設置した表示した標識の原状回復については、乙の負担により乙が行う。

(損害賠償)

第８条　基本協定書及びこの契約に基づき乙が付けた愛称が、第三者の商標権等を侵害した場合には、乙の責任により乙が対応する。

２　第５条第１項の規定による表示の変更により、第三者に損害、損失又は増加費用が発生した場合には、甲の責任により甲が対応する。

３　第５条第３項の規定による新たな看板等の設置や、標識等への新たな表示により、第三者に損害、損失又は増加費用が発生した場合には、乙の責任により乙が対応する。

４　前各項の規定に定める事項のほか、乙の責に帰すべき事由により甲に損害、損失又は増加費用が発生した場合には、乙は当該費用を賠償しなければならない。

(契約締結等に要する費用)

第９条　この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。契約を変更した場合も、同様とする。

(管轄裁判所)

第10条　この契約について訴訟が生じたときは、横浜地方裁判所を第一審の専属裁判所とする。

（その他）

第11条　この契約に定めのない事項については，別途甲乙協議して定める。

　この契約を証するため，本書２通を作成し，甲乙記名押印の上，各自その１通を所持する。

　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　横浜市中区日本大通１

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　神奈川県知事　黒岩 祐治

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○○　○○○